平成２６年（フ）第４８号
千葉県君津市外箕輪４丁目18番６号　103
債務者　上山希美枝（旧姓渡邊・山口）
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第５９４号
埼玉県川口市中青木２丁目20番５号　キンコウハウス302号、旧住所埼玉県川口市中青木２丁目９番８―301号　ラ・ベルメゾン小陽
債務者　北本佳代子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６３４号
埼玉県戸田市笹目１丁目18番地の16　アーバンハイツ戸田201号室
債務者　小林　弓子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６３５号
さいたま市見沼区東大宮６丁目52番地５
債務者　尾崎　研治
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６４８号
さいたま市南区白幡６丁目15番21―510号、旧住所さいたま市見沼区大字蓮沼116番地３
債務者　菅　三和子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２８２号
埼玉県越谷市東越谷８丁目53番地１　エクセルハイム201号
債務者　眼目　泰史
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２８６号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番10―1107号
債務者　齋藤　貴之
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２８５号
埼玉県狭山市入間川１丁目22番10号　アーバンハイム寿106、前住所埼玉県所沢市小手指町４丁目24番地の９　アルファスクエア小手指103
債務者　大城　久美
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５１号
岩手県花巻市高木第19地割78番地１
債務者　多田　康剛
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第２６６号
埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地　２―14―306
債務者　柴田　智和
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２８４号
埼玉県所沢市北所沢町2262番地の20
債務者　森　菜穂子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３０６号
埼玉県川越市仙波町３丁目７番地３　川越仙波町住宅１―202号室
債務者　太田　尚子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３２０号
埼玉県狭山市狭山台３丁目26番地　５―１―105
債務者　井上　方外
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２０１号
愛知県岡崎市岩津町字車塚70番地　市営天神荘２―407
債務者　吉村　聖子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
奈良県吉野郡大淀町土田507―338、住民票上の住所大阪府東大阪市角田１丁目11番26号エクステンド藤戸903号
債務者　ＭＫ工房こと　南林　賢治
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第１３号
奈良県吉野郡大淀町大字新野190番地の１
債務者　上中　正道（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第５３号
長崎県大村市西本町582番地９　グリーンハイツＣ
債務者　矢敷　信也
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係